

【令和7年度東川高校卒業生向け】 令和8年度 東川町大学進学奨学助成金のお知らせ！

株式会社ホクリク（東京）様からの企業版ふるさと納税を原資にした
給付型（返済不要）の奨学金制度です。

東川町では、未来を担う本町等の子どもたちが地域格差によることなく進学するとともに、優れた人材の育成支援と卒業後の地元定着化及び自身の夢の実現を図ることで地域を活性化するため、国公立の大学及び短期大学等並びに大学への編入、又は海外の大学に進学する学生で、向学心にあふれ、品行方正で学術優秀であると認められる方に対して奨学助成金を交付します。

◆対象：次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

- (1) 令和7年度東川高校卒業生（ただし、同校から推薦を受けている場合は別途対象）
- (2) 令和8年4月以降、次のいずれかの大学等に進学した学生（ただし、通信教育課程を除く）、又は大学等に在学している2年次以降の学生。
 - ① 国内の4年制(又は6年制)の国公立大学又は海外の大学（本科）
 - ② 国内の1年制～3年制の国公立短期大学
 - ③ 国内の専門学校等（高等技術専門学院含む）

※最大支給期間は卒業翌年度から4年間となります。

(3) 保護者又は本人が税等の滞納がないこと

◆申請時期：**第一期 4月末日**、第二期 9月末日

※卒業翌年度の上記申請時期に1年次の受給決定を受けなければ、2年次以降の受給はできません。（2年次以降からの受給開始はできません。）

◆交付時期：第一期 5月末日、第二期 10月末日

◆交付金額

- (1) 1年次学生：1人当たり 250,000円（5月末に一括交付）
- (2) 2年次以降学生：以下の区分の対象金額を年2回（5月末、10月末）に分けて交付
 - ①自宅通学：60,000円/年 又は ②自宅外通学：250,000円/年

◆申請書類

- (1) 交付申請書
- (2) 在学証明書（進学先の大学等へ申請）
- (3) 成績証明書（1年次：東川高校へ申請、2年次以降：大学等へ申請）
- (4) 税等の滞納のない証明（お住まいの役所等にて申請）
- (5) 口座振替申出書（2年次生以降は変更のある学生のみ）

※申請書類を揃え、申請時期までに、東川町教育委員会へ提出ください。（持参又は郵送）

※様式は、東川町教育委員会窓口で配布、または東川町HP・東川高校HPに掲載していますので、ダウンロードしてください。

※次年度以降も在学し奨学助成金の交付を希望される方は、修学年限以内の在学確認のため本年度と同様の手続きが必要になります。

※年度途中で退学・留年・休学をされたときは東川町教育委員会までお知らせください。

◆お問合せ・提出先：東川町教育委員会 学校教育課 TEL0166-82-2111

〒071-1493 北海道上川郡東川町東町1丁目15番3号